

38. 豊山町

2009年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 徳田 秋
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

医療、福祉、介護、年金など社会保障の相次ぐ改悪や派遣切り・リストラなどにより、国民のいのちと暮らしが脅かされています。その結果、生活不安・破綻、家族崩壊などが増加し、自殺、介護殺人など悲惨な状況が後を絶ちません。

「姥捨て山制度」といわれている後期高齢者医療制度も発足後2年目に入りましたが、この制度を「廃止せよ」の怒りの声はさらに広がっています。

施設になかなか入所できず、介護サービスの利用制限など問題山積みの介護保険も、4月からの新たな介護認定基準の導入で、利用者の不安が一層広がっています。

私たちは、各市町村が医療や福祉の切り捨てや民間委託など自治体リストラをすすめることなく、国の悪政から住民のいのちと健康、くらしを守る砦としての役割をはたしていくために、以下の事項について改善をお願いします。

【陳情事項】

【1】自治体の基本的あり方について

①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

関係法令を遵守し、各種社会保障施策の充実に努めている。

②各種の臨時交付金などは時限措置でなく、恒久的な制度となるよう国に要望するとともに、国からの交付がなくなっても、市町村独自に施策を継続実施してください。

国の施策にしたがって、実施してまいります。

③税滞納世帯等への行政サービス制限条例は導入しないでください。

国保、介護保険サービスについては法令に従っておりますが、制限に係らないよう税、料の勧奨を行い不利益が生じないよう配慮しております。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

- ①低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

法令の範囲内で実施していきます。

- ②低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

法令の範囲内で実施していきます。

③新基準による要介護認定について

ア. 10月からの「見直し」による介護認定が4月からの新規の認定者も含めて「利用者不在」の認定にならないよう必要な措置を講じてください。

イ. 要介護認定者やその家族・関係者などにわかりやすい説明書を配布してください。

ウ.認定調査員をはじめ介護サービス従事者に「見直し」内容の研修、説明会をおこない現場の混乱がおきないようにしてください。

県が行う、調査員研修、審査会委員研修に参加し、見直し内容の理解を深めていきます。町独自で説明会等を行う予定はありません。

- ④特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

施設入所待機者が多数いることは認識しております。特別養護老人ホーム建設は、尾張中部福祉圏域の3市1町で社会福祉法人西春日井福祉会を設立し、第5特養を建設する予定で下ります。その他施設整備について、町単独で行うことは考えておりません。

- ⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

財政的な支援をする考えはありません。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

- ①配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

法定外給付として、月曜日から土曜日までの昼食と夕食を利用できる配食サービス事業を行っています。また、社会福祉協議会の事業として、ふれあい食事会(年4回)と、地域のボランティアによるいきいきふれあい食事会(年6回)が実施されております。

- ②高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。

ア. 敬老バスや地域巡回バスなどの外出支援

豊山タウンバスは小牧市民病院 豊山 県庁 栄間を運行している。乗車賃は小牧市民病院まで300円 栄まで500円

イ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充

高齢者の憩の場として、町内3箇所に総合福祉センター(しいの木、さざんか、ひまわり)を設置しており風呂、マッサージ機などでリラックスしていただきくつろぐことが出来るようになっております。

(3) 障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

所得税法施行令第10条及び地方税法施行令第7条または第7条の15の8の規定に基づき、要介護1以上の者を障害者控除の対象としています。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

対象となる介護認定者に対して、障害者控除対象者認定申請書を個別に送付しています。

2. 高齢者医療などの充実について

①後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

後期高齢者医療対象者の医療費負担は国の制度に準じます。したがいまして医療費負担を無料にすることできません。

・町ではひとり暮らし非課税者を対象としています。

②70歳から74歳の高齢者が2割負担になった場合、1割分を助成して、自己負担を1割負担に据え置いてください。

70歳から74歳の高齢者の2割負担は国の制度に準じます。したがいまして自己負担を1割にすることができません。

③後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

・資格証明書の発行は、市町村と十分に調整した上で広域連合の権限で行われます。

④後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

・65～74歳の障害者は条例上、障害者医療費助成制度の適用除外となっていますので、この制度を適用することはできません。

⑤肺炎球菌ワクチンの接種費用の助成制度を設けてください。

現在は行っておりません。

3. 子育て支援について

①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

・平成21年4月1日から中学校卒業までの医療費無料制度(現物給付)で実施しています。

②妊産婦健診は、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。超音波検査は、厚労省通知に示されているように、最低4回を年齢制限なしに助成してください。

妊婦検診は産前14回、超音波検査4回の実施を年齢制限なしで、行っております。

③ヒブワクチンの任意予防接種の費用を助成する制度を設けてください。

現在は行っておりません。

④就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.3倍以下の世帯までとしてください。
また、申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。

就学援助制度の対象は生活保護基準額の1.2倍で、申請受付け窓口は町窓口です。

4. 国保の改善について

①保険料(税)について

ア.これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

・町では保険税の引き上げを押さえ、税の不足分をすべて、一般会計からの繰り入れで賄っています。

イ.少子化対策として就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

・法の趣旨に沿って運用します。

ウ.前年所得が生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

・現在、検討中です。

エ.所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

・現在、検討中です。

②保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳の年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育終了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

・資格証明書の交付は、法で定まっています。何度呼びかけても連絡がない、或いは保険証を取りに来ない方もいます。こうした方々には警告文を発し納税相談を呼びかけていますが、それでも応じない方がいます。こうした方には資格証明書を交付せざるを得ません。

イ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には、正規の保険証を交付してください。

・納付状況や納税相談を通して、適宜配慮しています。

ウ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

・滞納者には、納税相談の機会を設け、生活実態を勘案しながら対応しています。差し押さえは悪質な滞納者に対する最終的な手段と捉えています。

③一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度の案内チラシ・申請書などは、行政窓口および医療機関の窓口におくなど、制度を広く住民に周知してください。

・現在、検討中です。

5. 障がい者施策の充実について

①障がい福祉サービス、自立支援医療、補装具の利用料負担、施設での食費などの負担を、市町村独自に軽減してください。

補装具の自己負担部分については1ヶ月1万円を限度に助成を行っている。

②市町村が行っている地域生活支援事業(移動支援・地域活動支援センター・日常生活用具等)の利用料をなくして下さい。

現行どおりの運用とします。

③親亡き後の障がい者の生活を守るために、ケアホーム・グループホームの建設・設置費補助、運営費補助を市町村単独で行ってください。

国庫補助金の活用を考えております。

6. 健診事業について

①特定健診、がん検診、歯周疾患検診の自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

特定健診、がん検診は実費費用の15%を自己負担していただいております。歯周疾患健診は無料です。特定健診、がん検診、歯周疾患検診は集団検診身受信の方を個別医療機関委託にて通年検診を実施しています。

②40歳未満の住民を対象に健康診査を自己負担無料で実施してください。

③歯周疾患検診を毎年無料で受けられるようにしてください。

年1回無料で実施している。検診対象者は30歳以上の希望者です。

7. 生活保護について

①憲法25条および生活保護法に基づいて、生活保護申請を認めない或いは妨害することのないようにしてください。また、保護が必要な人には早急に支給してください。

関係法令に基づき、県福祉事務所の指導の下、対応している。

②愛知県通知(2008年12月11日)に基づき、稼働能力や居住地のないことを理由に生活保護申請を拒否することのないようにしてください。

関係法令に基づき、県福祉事務所の指導の下、対応している。

③そのために、専門職を含む正規職員を早急に増やしてください。

職員の増員に関しては、生活保護のみを取り出しては論議できない。町全体の職員定数の位置づけの中で検討していく。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してくらせる年金制度を確立してください。また、社会保険庁の解体をやめ、民営化は凍結してください。

②後期高齢者医療制度は廃止してください。国民健康保険への国庫負担を増額してください。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護認定基準を元に戻してください。介護労働者の待遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

④義務教育終了までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充してください。

⑤消費税の引き上げは行わないでください。

⑥社会保障費2200億円の削減方針を撤回してください。また、これまでの医療費抑制策で崩

壊寸前の医療現場を救うために、国の責任で医師・看護師不足を解消してください。

⑦障害者自立支援法を早急に廃止し、障害者総合福祉法を制定してください。

⑧介護保険サービス利用者とされている、65歳以上の障害者および40歳以上の16特定疾病該当者のうち障害として認定されているものに対して、介護保険を優先適用するのではなく障害者施策を優先適用してください。

国に対する意見書・要望書

特に考えておりません。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。
- ②後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にするための医療費助成制度を設けてください。当面、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。
- ③70歳から74歳の高齢者が2割負担になった場合、自己負担を1割負担に据え置くために、1割分を助成する医療費助成制度を設けてください。
- ④後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。
- ⑤子どもの医療費助成制度の対象を通院についても中学校卒業まで拡大してください。
- ⑥国民健康保険への県の補助金を増額してください。
- ⑦精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。
- ⑧障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。

愛知県に対する意見書・要望書

特に考えておりません。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。
- ②低所得者に対する独自の保険料および一部負担金の減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④後期高齢者の意志が十分反映できる制度的保障として、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営協議会(仮称)を設置してください。

愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

特に考えておりません。

以上